

後期高齢者医療被保険者証に記載されている一部負担金の割合

1・2割の方

世帯内全員の住民税が
非課税ですか？

はい

低所得者1
低所得者2

限度額適用・標準
負担額減額認定証
の申請が必要です

いいえ

一般

認定証は
必要ありません

3割の方

本人または世帯内の被保険者の最も高い
市・県民税の課税標準額が
690万円未満ですか

はい

現役並み所得者1
現役並み所得者2

限度額適用認定証の
申請が必要です

いいえ

現役並み
所得者3

認定証は
必要ありません

マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録を行い、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ受付）に対応した医療機関を受診する場合には、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の持参は不要です。